

令和4年7月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 6月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

4.教総第21号
令和4年6月7日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和4年6月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和4年6月6日付け4財第12号で意見の聴取を求められた下記の議案等については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分

4 財 第 1 2 号
令和4年6月6日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 大石 賢吾



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名等

- 令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分

2 上程県議会

令和4年6月定例会

令和4年度6月補正予算（追加）の概要について

1 補正の内容

今回の補正予算は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者への支援を目的とする事業を計上するもの。

(1) 全日制運営費（運営）【予算計上課：教育環境整備課】

（補正予算額：10,524千円）

原油価格及び物価高騰に伴う寮費の値上げにより、保護者の負担が増加しないよう、高等学校寄宿舎運営協議会に対して追加の補助を実施する。

【具体的な内容】

① 補助対象

高等学校寄宿舎運営協議会

② 予算額の内訳

1人当たり月額3千円を追加補助

3,508月×3千円＝10,524千円

（3,508月は令和4年度入寮生の年間延べ入寮月数）

(2) 学校給食実施費【予算計上課：体育保健課】

（補正予算額：9,648千円）

県立学校の学校給食等で使用する食材等の高騰により、保護者負担が増大するとともに、従来通りの栄養バランスや量を保った学校給食等の実施が困難となってきたことから、物価高騰による影響分の補助を実施する。

【具体的な内容】

① 補助対象

学校給食費等を取扱う団体

② 予算額の内訳

・給食費への影響額 8,077千円

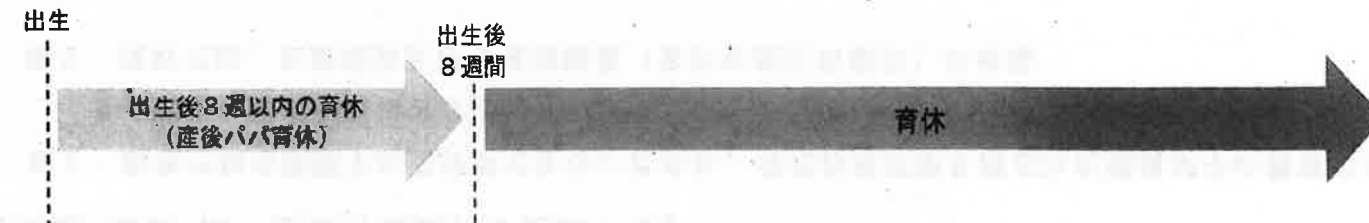

・特別支援学校寄宿舎の舎食費への影響額 1,571千円

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	6月補正(追加) ②	補正後 ③ (①+②)	6月補正(追加) の財源内訳	
				国庫	
教育環境整備課	8,411,347	10,524	8,421,871	国庫	10,524
体育保健課	1,845,074	9,648	1,854,722	国庫	9,648
教育庁計	131,022,897	20,172	131,043,069		

件 名	要 旨	議案書の頁
<p>第86号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分</p>	<p>1. 改正要旨 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>◆法改正の内容：育児休業の取得回数制限の緩和</p> <p>【現行（原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回）】</p>  <p>【改正後（原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回）】</p>  <p>※育児休業の取得可能期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員：子が3歳に達する日まで ・非常勤職員（会計年度任用職員）：原則子が1歳に達する日まで (2歳に達する日まで延長可能) 	<p>条 1</p>

件 名	要 旨	議案書 の 頁									
	<p>2. 改正内容</p> <p>(1) 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置 配偶者と交互に育児休業を取得する場合において、再度の育児休業を取得するために必要としていた「育児休業等計画書の提出」を不要とする。 また、育児休業を2回取得後に、特別の事情(※1)により再度の育児休業を取得できる対象(※2)に「任期付職員」を追加する。</p> <p>※1 病気で相当期間子の養育ができないうえに、育児休業が取り消された職員が子の養育ができる状態に回復した場合など</p> <p>※2 現行では、正規職員及び非常勤職員(会計年度任用職員)が対象</p> <p>(2) 非常勤職員(会計年度任用職員)の育児休業の取得要件の緩和 非常勤職員(会計年度任用職員)の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件については、任用されていることが必要な期間(任期満了しても、その後の継続任用の可能性のある場合を含む)を、「子が1歳6か月超」から「出生後8週間と6月超」に緩和する。</p> <table border="1" data-bbox="555 1174 1917 1441"> <thead> <tr> <th>育休の区分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子の出生後8週間以内</td> <td>子が1歳6か月超</td> <td>出生後8週間と6月超</td> </tr> <tr> <td>子の出生後8週間後</td> <td>子が1歳6か月超</td> <td>子が1歳6か月超 ※改正なし</td> </tr> </tbody> </table>	育休の区分	現 行	改正後	子の出生後8週間以内	子が1歳6か月超	出生後8週間と6月超	子の出生後8週間後	子が1歳6か月超	子が1歳6か月超 ※改正なし	
育休の区分	現 行	改正後									
子の出生後8週間以内	子が1歳6か月超	出生後8週間と6月超									
子の出生後8週間後	子が1歳6か月超	子が1歳6か月超 ※改正なし									

条 例 案

総務課・教職員課

件 名	要 旨	議案書 の 頁																								
	<p>(3) 非常勤職員（会計年度任用職員）の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化 子が1歳から1歳6か月までの期間（※1）について、以下を可能とする。</p> <p>①夫婦交替での取得 ②特別の事情（※2）がある場合の柔軟な取得</p> <p>※1 育児休業期間の延長があった場合は、子が1歳6か月から2歳までの期間 ※2 子を養育する予定であった配偶者が、死亡や病気により子を養育することが困難な状態になった場合や養育する子と同居しないこととなった場合など</p> <div data-bbox="584 794 1953 1406" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1歳（1歳6か月）到達日</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1歳6か月（2歳）到達日</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">現 行</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">本人（又は配偶者）が育児</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">改正後</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①配偶者と交替</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">本人（又は配偶者）が育児</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">配偶者が育児 育児</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②特別の事情</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">■子が1歳（1歳6か月）に達した日に育児休業をしていない場合の取得</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">■期間の初日以外からの取得</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">■期間における複数回の取得</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">育児 育児</td> </tr> </table> </div> <p>3. 施行日 令和4年10月1日</p>		1歳（1歳6か月）到達日	1歳6か月（2歳）到達日	現 行	本人（又は配偶者）が育児	育児	改正後			①配偶者と交替	本人（又は配偶者）が育児	配偶者が育児 育児	②特別の事情			■子が1歳（1歳6か月）に達した日に育児休業をしていない場合の取得	育児	育児	■期間の初日以外からの取得	育児	育児	■期間における複数回の取得	育児	育児 育児	
	1歳（1歳6か月）到達日	1歳6か月（2歳）到達日																								
現 行	本人（又は配偶者）が育児	育児																								
改正後																										
①配偶者と交替	本人（又は配偶者）が育児	配偶者が育児 育児																								
②特別の事情																										
■子が1歳（1歳6か月）に達した日に育児休業をしていない場合の取得	育児	育児																								
■期間の初日以外からの取得	育児	育児																								
■期間における複数回の取得	育児	育児 育児																								